

相手国政府・ 相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アンティグア・ バーブーダ	アンティグア・バーブーダ政府 に対する贈与に関する日本国政 府とアンティグア・バーブーダ 政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 ----- (注2)	2019.3.11 セントジ ョンスで (同日) (注3)	日本側 矢ヶ部義則在アン ティグア・バーブーダ参 事官 アンティグア・バーブーダ 側 アンティグア・デイン・ ジョナス農業・漁業・バ ーブーダ島問題大臣	2019.3.26 98号 (注4)

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。